

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県営住宅条例及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十三号）（住宅課）

一 趣旨

単身高齢者等の増加を踏まえ、県営住宅の入居申込者等について連帯保証人を要しないこととするとともに、民法の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正

二 内容

(一) 連帯保証人

入居時に求めている連帯保証人を求めないこととし、代わりに緊急時等連絡先を定めることとする。

(二) その他

民法の改正に伴い、規定の整備を行う。

三 施行期日

令和二年四月一日

ただし、(一)の改正については、この条例の施行期日以後に入居の承認を受ける者又は入居権利者の地位の承継の承認を受ける者について適用し、同日前に入居の承認を受けた者又は入居権利者の地位の承継の承認を受けた者については、なお従前の例による。

なお従前の例によることとされた場合において、連帯保証人の承認を受けたときは、承認を受けた日の属する月の近傍同種の住宅の家賃の額の六月分又は五十万円のいずれか低い額を限度として、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行する責任を負う。